

区課長グループ会議設置要綱

(設置及び組織)

第1条 区役所間及び区役所と本庁の連絡調整を行うとともに、円滑な事務事業実施に向けた協議を行うため、行政分野ごとに区課長グループ会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 行政分野ごとに置く区課長グループ会議の名称並びに構成員及び準構成員は、別表に掲げるとおりとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 事務事業実施のための連絡調整及び協議に関すること
- (2) 本庁に対する事務改善提案に関する事項のうち軽易なもの
- (3) 前各号に定めのあるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(グループ長)

第3条 会議にグループ長を置き、区長会議議長が指名する者をもって充てる。

2 グループ長は、会務を総理し、会議を代表する。

(会議)

第4条 会議は、グループ長が必要に応じて招集する。

2 準構成員は、自らの分掌する事務にかかる連絡調整又は協議を行う必要がある場合において、会議に出席するものとする。

3 グループ長は、必要があると認めるときは、会議に関係部局職員を出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、グループ長が所属する課において処理する。ただし、健康福祉・保護課長グループ会議にあつては福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

名称	構成員	準構成員
区地域課長グループ会議	北区役所地域総務課長，東区役所地域課長，中央区役所地域課長，江南区役所地域総務課長，秋葉区役所地域総務課長，南区役所地域総務課長，西区役所地域課長及び西蒲区役所地域総務課長	北区役所産業振興課長及び江南区役所産業振興課長
区区民生活課長グループ会議	北区役所区民生活課長，東区役所区民生活課長，中央区役所窓口サービス課長，江南区役所区民生活課長，秋葉区役所区民生活課長，南区役所区民生活課長，西区役所区民生活課長及び西蒲区役所区民生活課長	
区健康福祉・保護課長グループ会議	各区役所健康福祉課長，東区役所保護課長，中央区役所保護課長及び西区役所保護課長	
区産業振興課長グループ会議	北区役所産業振興課長，東区役所地域課産業文化振興室長，中央区役所地域課産業振興室長，江南区役所産業振興課長，秋葉区役所産業振興課長，南区役所産業振興課長，西区役所農政商工課長及び西蒲区役所産業観光課長	
区建設課長グループ会議	各区役所建設課長	
区総務課長グループ会議	北区役所地域総務課長，東区役所総務課長，中央区役所総務課長，江南区役所地域総務課長，秋葉区役所地域総務課長，南区役所地域総務課長，西区役所総務課長及び西蒲区役所地域総務課長	北区役所区民生活課長及び江南区役所区民生活課長